議案第1号

一般廃棄物処理施設の設置位置について

1 付議理由

平成25年3月27日付けで、株式会社ナチュラルエナジージャパン代表取締役八端憲明から、ごみ処理施設(一般廃棄物処理施設)の設置位置について建築基準法第51条ただし書に基づく許可の申請があったため、都市計画上支障がないかどうか本審議会へ付議するものである。

2 付議に至った経緯

当該処理施設は、申請地の秋田市向浜一丁目1番186他3筆において、事業系一般廃棄物のうちの食品廃棄物を1日当たり50tの処理能力で中間処理する計画となっている。

この施設の設置にあたっては、建築基準法、同施行令および廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める処理能力の規模(1日当たりの処理能力が5t以上)に該当することから、建築基準法第51条ただし書に基づく許可が必要になる。許可にあたっては、都市計画審議会の議をとて、その敷地の位置が都市計画審議会に付議するに必要があることから、秋田市都市計画審議会に付議するに至ったものである。

3 処理施設の位置と周辺の土地利用状況

当該処理施設の計画地は、旧雄物川左岸側の向浜金属団地内で、国道7号から直線距離にして約1.4kmに位置

しており、用途地域が工業専用地域で、勝平山第3種風致地区に指定されている。

周辺は工場や倉庫、工業系の事務所および職業訓練センターなどが存在しており、計画地の前面は幅員約16mの道路が整備され、主要地方道寺内新屋雄和線に接続している。

なお、東方向約250mには工業地域、南方向約150mには市街化調整区域が広がっている。

4 処理概要

別紙資料のとおり